

まん延防止等重点措置実施期間における区の対応について

**1 新宿区立学校・園における対応**

区立学校等における感染拡大を防止するため、次のとおり、分散登校等を実施する。

(1) 区立小・中学校

リモート授業を活用し、分散登校を実施する。基本的には、学級を2班に分けて、教室での密を回避する。

また、感染が拡大する中で、自主的に登校を自粛する児童・生徒に対しては、授業を配信し、学習面についてフォローする。

(2) 区立幼稚園

登園自粛要請及び登園時間の分散を行う。

(3) 実施期間

令和4年1月24日(月)から令和4年2月13日(日)まで

**2 保育園等における対応**

保育園等における感染拡大を防止するため、次のとおり、保育園等を原則として開所した上で、保護者に対し児童の登園自粛を要請する。

(1) 登園自粛要請内容

認可保育園、認定こども園及び地域型保育事業所並びに認証保育所の利用者を対象に、勤め先の協力が得られる場合など特別な負担がない範囲で、家庭における保育(登園自粛)や登園時刻の変更、保育時間の短縮を要請する。

(2) 登園自粛要請期間(予定)

令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで

(3) 保育料の取扱い

認可保育園等については、感染防止のために登園を自粛した場合、保育料の日割り計算を行う。

認証保育所については、事業者が保育料を減額した場合に、一定の基準により算定した額を、運営費に上乗せして支払う。

### 3 学童クラブ・放課後子どもひろばプラスにおける対応

学校の分散登校等に伴い、次のとおり、学童クラブ等の利用時間の拡大を行う。

#### (1) 対象児童

- ・令和4年1月19日（水）現在、学童クラブ又は放課後子どもひろばプラス利用児童
- ・学童クラブ等の利用児童でないが、学校長期休業期間利用の対象となる児童

#### (2) 受入期間及び受入時間

令和4年1月24日（月）から令和4年2月13日（日）まで  
午前8時から午後7時

### 4 その他 まん延防止等重点措置の適用に伴う区の対応

#### (1) 区施設等の利用制限等の実施

##### ① 区施設等の対応

区施設等は、業種別ガイドラインを遵守し運営する。利用者に対しては、活動内容に応じた感染防止策を徹底することを要請する。ただし、学校開放については中止とする。

##### ② 区外宿泊施設の利用中止

新規予約は中止し、既に予約済みのものは利用自粛を求める。

#### (2) 区主催（外郭団体主催も含む）のイベント等について

区主催の集客イベント等は、原則として中止とする。ただし、「社会生活の維持に必要な催物」は除く。

#### (3) 繁華街における対策等

安全安心パトロール隊による来街者に対する感染予防の呼びかけを実施する。あわせて、感染予防啓発パネルを装備した広告車両をセントラルロード付近に配備し、感染防止を呼びかけるメッセージを放送する。